

環境局都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年8月分）

◆ 対応事例

対応事例 1

件名	テナント退去に伴う廃棄物の分類について
概要	テナント退去に伴い不要となったオフィス家具（スチール事務デスクや、椅子、キャビネット等）の処分依頼を受けました。オフィス家具等は、産業廃棄物として処理してもよいでしょうか。
対応	<p>産業廃棄物として処理してよいかは、廃棄物処理法の分類に基づいて判断します。</p> <p>今回の場合、例えば、プラスチック製・金属製の什器は産業廃棄物に分類されますが、木製の書棚・机は一般廃棄物に分類されます（※）。そのため、木製の書棚・机は、一般廃棄物の運搬等の許可を受けた業者が処理する必要があります。</p> <p>詳しくは、以下の『産業廃棄物適正処理ガイドブック』等を御覧ください。</p> <p>（※）法令上、事業者から排出されたプラスチック製・金属製の廃棄物は事業者の業種によらず産業廃棄物に分類されますが、木製の廃棄物は建設業や家具製品製造業等の特定の業種である場合には産業廃棄物、そうでない場合には一般廃棄物に分類されます。</p> <p>参考：産業廃棄物適正処理ガイドブック https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/industrial_waste.html</p> <ul style="list-style-type: none">・ 15 頁：表 2 産業廃棄物の種類と具体的な例・ 36 頁：産業廃棄物 Q & A Q 3, Q 9